

■「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」(附置義務条例)に基づく
駐車施設の設置基準について【概要版】

○自動車のための駐車施設の附置

地区	建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の規模(台数)
駐商近 車業隣 場地商 整域業 備地 地域 地区	特定用途	延べ面積が1,500m ² を越えるもの	(延べ面積-1,500m ²) ÷ 300m ²
	非特定用途	延べ面積が2,000m ² を越えるもの	(延べ面積-2,000m ²) ÷ 450m ²
	混合用途	{(特定用途部分の延べ面積)+(非特定用途部分の延べ面積)×0.75} >1,500m ²	(延べ面積-1,500m ²) ÷ A A=300+{(非特定部分の延べ面積)/(延べ面積)}×150

※1 「延べ面積」は、建築物全体の延床面積から自動車車庫等の部分を除いた面積。

※2 端数は切り上げ。

特定用途 ; 百貨店その他の店舗, 事務所, ホテル, 劇場等, 駐車需要を生じさせる程度の大きいもの
非特定用途; 住宅, 学校等, 特定用途以外のもの

※ 共同住宅については、「附置義務条例」による台数及び「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」による自動車保管場所設置台数を合計した台数を確保する必要がある。

[福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の担当窓口: 道路下水道局管理部駐車場施設課 TEL711-4443]

[福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例の担当窓口: 住宅都市局建築指導部 開発・建築調整課 TEL711-4777]

○荷さばきのための駐車施設の附置

地区	建築物の規模	駐車施設の規模(台数)
商業地域	特定用途部分の延べ面積が2,000m ² を越えるもの	(特定用途部分の延べ面積) ÷ 6,000m ²

※1 「延べ面積」は、建築物全体の延床面積から自動車車庫等の部分を除いた面積。

※2 端数は切り上げ。

○自動二輪車の駐車施設の附置

	建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の規模(台数)
商業近 業隣 地商 地業 地業 地域	特定用途 (小売店舗)	延べ面積が3,000m ² を越えるもの	特定用途部分の延べ面積(小売店舗) ÷3,000m ²
	特定用途 (小売店舗以外)	延べ面積が5,000m ² を越えるもの	特定用途部分の延べ面積(小売店舗以外) ÷5,000m ²

※端数は切り上げ。

○駐車マス

種別		備考
自動車	2.3m×5.0m以上	—
自動二輪車	2.3m×1.0m以上	—
車いす利用者用	3.5m×5.0m以上	附置台数の内数 ※1
荷さばき用	3.0m×7.7m以上 高さ; 3.0m以上	附置台数の内数

※1 規則で定める建築物(下表参照)について附置義務台数に1/100を乗じて得た台数以上。

※2 車いす利用者用駐車施設の確保については、別途「福祉のまちづくり条例」による設置基準があります。

病院, 診療所, はりきゅう院その他これらに類するもの	銀行, 信用金庫, 郵便局その他の金融機関等の店舗
劇場, 観覧場, 映画館, 又は演芸場	理髪店, 美容院, クリーニング取次店, 質屋, 貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
集会場, 公会堂, 公民館, 斎場, 結婚式場その他これらに類するもの	鉄道の駅, バスターミナル, 港湾旅客施設又は空港旅客施設
展示場	電気事業, 電気通信事業, ガス事業等を営む営業所及び事務所
百貨店, マーケット, その他の物品販売業を営む店舗(ガソリンスタンドを除く)	
ホテル又は旅館	市役所, 区役所, 保健所, 税務署等の官公庁舎
老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	保育所, 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 大学, 専修学校, 高等専門学校, 各種学校, 自動車教習所その他これらに類するもの
体育館, 水泳場, ボーリング場, 遊技場, パチンコ屋, ゲームセンター, カラオケボックスその他これらに類するもの	事務所(前各号に掲げるものを除く。)
博物館, 美術館, 図書館又は研修所	工場
公衆浴場	共同住宅又は寄宿舎
飲食店, レストラン, 喫茶店, サックその他これらに類するもの	地下街

※ 事務所, 工場, 共同住宅又は寄宿舎については、床面積の合計が5,000m²以上のものに限る。

○駐車施設構造その他の技術的基準等

1. 自動車の出口及び入口に関する規定

(1) 出入り口を設けてはいけない場所

① 道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分

- ・ 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上附近、勾配の急な坂又はトンネル
- ・ 交差点の側端又は道路の曲り角から5m以内の部分
- ・ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分
- ・ 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分
- ・ 軌道車の停留場及びバス停から10m以内の部分
- ・ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分

② 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）昇降口から5m以内の部分

③ 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、保育所、精神薄弱児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20m以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ縁石線又はさくその他これに類する工作物により、車線が往復の方向別に分離されている道路外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の道路の部分を含む）

④ 陸橋の下、橋下、トンネル内、幅員4m未満の道路^{*}の部分

⑤ 縦断勾配が10%を超える道路の部分

※ただし、自動車の出口及び入口の前面道路の幅員が4m未満の場合において、駐車施設を附置すべき建築物の敷地のうち前面道路に接する敷地の部分を通路として使用することにより、道路幅員と当該通路幅員とを併せた幅員が4m以上となるときは、当該前面道路及び通路を併せて幅員4m以上の道路とみなすことができる。

(2) 前面道路が二つ以上ある場合は自動車交通に支障の少ない道路に出入口を設けること

(3) 駐車のために供する部分の面積6,000m²以上のときは、出口と入口の間隔を10m以上にすること

2. 車路

(1) 車路は、自動車が円滑かつ安全に走行することができる構造で、次に掲げる要件に該当するものとする。

		屈曲部の内のり半径		傾斜部の縦断勾配
自動車	相互通行の場合	5.0m	3.5m	17%を越えないこと
	一方通行の場合	3.0m		
自動二輪車		1.9m	—	—

3. 車いす利用者及び荷さばき用駐車施設の設置位置等

(1) 設置位置及び表示

		表 示
車いす利用者用	建築物の出口及び入口付近その他効果的に活用されるような位置	路面等に利用対象者を表示
荷さばき用	効果的に活用されるような位置	路面等に利用方法を表示 建築物内の場合には有効高さの表示

(2) 荷さばきのための駐車施設を建築物内に設ける場合は、車路及び駐車のために供する部分の有効高さを3m以上確保すること。

4. 特殊装置

特殊な装置を用いる駐車施設について条例第7条第1項から第5項までに規定する駐車施設の規模、構造、設備等と同等以上の効果があると認める場合は、当該駐車施設が次の各号に掲げる要件を備えていることを必要とするものとする。

① 駐車場法施行令第15条の規定により国土交通大臣（建設大臣）が認めた特殊の装置を用いているものであって、かつ、当該特殊の装置と前面道路との間に奥行が当該特殊の装置に収容可能な最大の自動車の長さ以上である車路に相当する空地を設けていること。

② 前号に規定する特殊の装置の設置部分以外の部分が、当該部分に係る条例第7条第1項から第5項までに定める要件を備えていること。

5. 駐車施設の附置場所等の特例

建築物の構造又は敷地の位置により当該建築物又は当該建築物の敷地内に設けることが困難又は不相当と認められる場合は、建築物の敷地からおおむね300メートル以内に駐車場を設置することができます。

天神中心部において、交通混雑緩和を図る取り組みとして、エリア外での駐車施設の確保（隔地）を積極的に認めるエリアを設定しています。

特例を申請する場合は、事前協議書の提出が必要です。

6. 公共交通利用促進措置による附置義務台数の低減

都心部（天神・博多）において、鉄道駅の改札口から500mの範囲にある建築物は、公共交通利用促進措置が実施される場合、附置義務台数を低減します。低減できる台数は、附置義務台数の40%を上限とします。

特例を申請する場合は、事前協議書の提出が必要です。

【問い合わせ】福岡市 道路下水道局 駐車場施設課 TEL(092)711-4443 FAX(092)733-5591

窓口受付時間 月・火・木・金 10:00～12:00 13:00～16:00 注) 本庁舎閉庁日は除く
※水曜日は現地調査等のため受付していません。

詳しくはホームページをご覧ください。

福岡市 附置義務

検索